

承認された項目

*関係する資料については、主なものを載せています。

1 合併の方式

市町村合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」があり、加茂郡の7町村を美濃加茂市に編入する「編入合併」とします。

3 新市の名称

新市の名称は、「美濃加茂市」とします。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の美濃加茂市役所の位置とします。



市町村合併協議会

12 地方税

(固定資産税を除く)

地方税は、美濃加茂市の制度を基本として調整しており、差異のある制度は、次のとおりです。

◆個人市民税

均等割額は、表2の個人市民税均等割のとおり、美濃加茂市が2,500円、加茂郡の町村は2,000円となっていますが、平成17年度までは現状のとおりとし、平成18年度から2,500円に統一します。

◆法人市民税

税率は、表2の法人市民税法人割のとおり、美濃加茂市が14.7%、坂祝町が13.5%、それ以外の町村は12.3%となっていますが、平成17年度

までは現状のとおりとし、平成18年度から13.5%とします。

◆入湯税

入湯税を課税しているのは白川町のみであり、合併時から白川町のとおりとします。

◆前納報奨金

前納報奨金の算定率は、表2のとおり、現在、美濃加茂市が0.5%となっていますが、平成17年度から当分の間0.3%とします。

地方税の状況

(表2)

種類		区分	美濃加茂市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村
市町村 民 税	個人	均等割	人口5万以下の市町村は年額2,000円、人口5万~50万未満の市は年額2,500円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	個人	所得割	200万円以下=3% 200~700万円=8% 700万円超=10%	○	○	○	○	○	○	○
	法人	均等割	300万~5万円の9段階	○	○	○	○	○	○	○
	法人	法人税割	税率	14.7%	13.5%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%
軽自動車税		標準税率	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村たばこ税		一定税率	○	○	○	○	○	○	○	○
入湯税		1人1日150円	—	—	—	—	—	—	○	—
前納報奨金	個人市民税	納期到来前の税額×その納期までの残り月数×(a/100)	a=0.5 納期前税額の上限:30万円 納期前月数の上限:10月	a=0.3 上限なし	a=0.3 上限なし	a=0.2 納期前税額の上限:30万円	a=0.3 前納報奨金の上限:2万5千円	a=0.2 納期前税額の上限:30万円	a=0.2 上限なし	未実施
	固定資産税	納期到来前の税額×その納期までの残り月数×(a/100)	a=0.5 納期前税額の上限:30万円	a=0.3 上限なし	a=0.3 上限なし	a=0.2 納期前税額の上限:30万円	a=0.3 前納報奨金の上限:4万5千円	a=0.2 納期前税額の上限:30万円	a=0.2 上限なし	未実施